

平成30年度
入学者募集要項
(志願者心得)



石川県立大聖寺高等学校

1 出願資格

次の(1)、(2)、(3)のいずれかを満たし、かつ、(4)に該当する者とする。

出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は出願できない。

- (1) 平成30年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
- (4) 志願者及び保護者が県内に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

2 募集定員

全日制課程・普通科 160人

3 出願手続

- (1) 入学志願者は、所定の入学願書に入学検定手数料 2,200 円(石川県証紙を使用料納入票に貼り、消印しない。)を添え、原則として在学又は出身中学校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。

なお、貼付する写真は、3箇月以内に撮影したものを使用し（縦4cm×横3cm）、裏面に志願者の氏名及び在学又は出身中学校名をボールペンで記入すること。

- (2) 郵送による出願を希望する者は簡易書留とし、あて先を明記した返信用封筒（82円分切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。
- (3) 1の(2)に該当する者は、入学願書に所定の様式による出願資格確認書を添えるものとする。
- (4) 県外からの出願者及び1の(3)に該当する者は、入学願書に石川県教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。

ただし、福井県あわら市に在住する生徒で、あわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託（地方自治法第252条の14第1項）に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込み又は卒業した者については、県内からの出願者と同様に取り扱う。

4 志願変更

- (1) 志願の変更

入学願書提出後に、志願先高等学校を変更しようとする者は、1回に限り、その志願を変更することができる。

- (2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して、本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（納入票）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書にこれを添えて、変更先高等学校長に提出する。

なお、志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。

イ 県外からの出願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

5 出願及び志願変更等の期間

- (1) 入学願書受付期間
平成30年2月15日(木)から2月20日(火)まで
ただし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。
- (2) 志願者数公表
平成30年2月20日(火)午後3時30分、本校正面玄関に掲示する。
- (3) 志願変更期間(入学願書取下げ、変更出願)
平成30年2月23日(金)から2月27日(火)まで
ただし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。
- (4) 出願書類等の受付場所は、本校会議室とする。
なお、(1)及び(3)についての受付時間は午前9時から午後4時までとし、2月20日(火)及び2月27日(火)は、午前9時から午後3時までとする。

6 入学者の選抜

入学者の選抜については、本校普通科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、次のとおり、合格者を決定するものとする。

- (1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表による内申並びに本校において実施する学力検査の結果を資料として行う。
なお、選抜に当たっては、当初からの志願者と志願変更による志願者とは同等に取り扱う。
- (2) 調査書及び成績一覧表による内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮して審査する。

7 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のは、志願者本人の希望により、所定の様式による自己申告書を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記入し厳封の上、中学校長に提出する。その際、封筒の表に在学又は出身中学校名と志願者氏名を記載する。

8 学力検査

- (1) 学力検査は、平成30年3月6日(火)及び7日(水)の両日、志願者全員について本校において行う。
- (2) 学力検査は、1日目に国語、理科及び外国語(英語(「聞くことの検査」を含む。))の3教科、2日目に社会及び数学の2教科を次の日程により実施する。

	9:00～9:50	10:10～11:00	11:20～12:10
平成30年3月6日(火)	国語	理科	英語
平成30年3月7日(水)	社会	数学	*各教科100点満点

- (3) 検査室入室完了時刻は2日間とも午前8時30分とする。受験生は生徒玄関受付で受検票を提示して直接検査室に入ること。なお、両日とも受検票、筆記用具、内履きを持参すること。

9 学力検査において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続等

(1) 特別な配慮を必要とする生徒の申請手続

ア 次の(2)の特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別配慮事項申請書により中学校長を経由して本校校長に申請するものとする。

イ 本校校長は、県教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。

(2) 特別な配慮事項

ア 座席の移動

ウ 放送による諸注意等の文書による提示

オ 拡大鏡の使用

キ CDプレーヤーの使用（別室）

ク 「聞くことの検査」の口話法での実施（別室）

ケ 「聞くことの検査」に代わる筆記問題（別室）

コ その他

イ 別室受検

エ 問題用紙の拡大

カ 車椅子による受検

なお、「聞くことの検査」の口話法での実施については、英語の学力検査開始前に10分間の読話練習を行う。さらに、「聞くことの検査」において、日本語を2回、英文を3回繰り返し、このとき延長した時間分だけ、英語の学力検査を延長できるものとする。

10 合格者の発表

平成30年3月14日（水）正午、本校同窓会館「鴻志館」玄関前において、受検番号の掲示をもって行う。各個人宛の合格通知は行わない。なお、電話その他による問い合わせには応じない。

11 その他

- (1) 検査場の下見は、平成30年3月5日（月）午後2時から午後4時までとする。内履きを持参して、静粛に行い、時間を厳守すること。
- (2) 学力検査当日は、受検票・筆記用具・内履きを持参すること。（検査室には筆箱・鉛筆やシャープペンシル以外の筆記用具・下敷き・分度器や分度器機能が付いた定規・付箋紙等は持ち込めません。なお、検査室には時計が設置されていないので、各自で腕時計の準備をお願いします。）
- (3) 合格者予備入学は、平成30年3月16日（金）、本校において行う。詳細については別に知らせる。
- (4) 学力検査結果の簡易開示については、受検生本人の申し出に対し、平成30年3月14日（水）～4月13日（金）の期間、本校において教科別得点及びその合計点の開示を行う。その際、本人であることを確認するため、受検票の提示を求める。詳細については別に知らせる。
- (5) この要項に定めるもののほか、選抜に関し必要な事項は、「平成30年度石川県公立高等学校入学者募集要綱」に定める。

問い合わせ先 石川県立大聖寺高等学校 教務課
〒922-8510 石川県加賀市大聖寺永町33番地1
TEL(0761)72-0054 FAX(0761)72-5261